



転入奨励金制度

◎山陽小野田市を選んだあなたを応援します！

■転入奨励金制度

市では、転入奨励金として、市外から転入して新たに住宅を取得した人に、住宅にかかる固定資産税相当額を5年間交付しています(都市計画税および土地の固定資産税を除く)。新築住宅、中古住宅、マンションのいずれも対象になります。
※平成28年以降に住宅を取得した人で、転入奨励金の申請をしていない人は、制度の該当年度(5年間)内であれば、さかのぼって申請できます。

◎対象住宅の要件

- ①転入者が所有する住宅で、所有権保
存登記がされていること
- ②購入による取得であること(相続、
贈与により取得した場合は対象外)
- ③居住用であること(事務所、車庫、
倉庫は対象外)

◎対象者の要件

- ①～③全てに該当すること
- ①新たに住宅を取得した後に転入した人、
または、転入日の翌日から起算して2
年以内に、新たに住宅を取得した人
- ②転入日より前に、1年以上市外に住所
を有していた人
- ③市税等の滞納がない人(当該年度の固
定資産税を完納していること)



問・用シティセールス課 (☎ 82-1241)



市営霊園・墓地区画の貸し出し

◎対象 市内に本籍または住所を有し、使用許可後2年以内に焼骨の埋蔵またはこれに伴う墓碑を建立する人(他の墓地からの改葬を含む)

◎申込期限・方法

8月31日(火)までに環境課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所に備え付けの「墓地使用許可申請書」に記入し、本籍表示のある使用者の住民票を添えて環境課に提出(申込多数の場合は抽選)

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

	小野田霊園			南墓地公園	東墓地公園
所在地	大字小野田 11383 番 7			大字津布田 10137 番 59 他	大字厚狭 10026 番 1
貸出区画数	22 区画	5 区画	2 区画	10 区画	3 区画
区画面積	4㎡	6㎡	9㎡	4.62㎡	4.14㎡
永代使用料 [Ⓐ]	148,000 円	148,000 円	148,000 円	230,000 円	180,000 円
永代管理料 [Ⓑ]	54,440 円	81,660 円	122,490 円	62,878 円	56,345 円
合計額 ^(Ⓐ+Ⓑ)	202,440 円	229,660 円	270,490 円	292,878 円	236,345 円

※決定者には、墓地使用許可証を交付する際に料金を一括で納入していただきます。

問・用環境課 (☎ 82-1143)